

後期高齢者医療  
特別会計

## 1 概要

後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月に高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、これまでの老人保健制度に変わる制度として創設された。

茨城県内すべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者医療の運営主体となり、保険料の賦課・医療の給付や保健事業を行い、各種届出の受付・保険料の徴収や被保険者証の引渡し等の窓口事務を市町村が行う。

制度が実施された平成 20 年 4 月の被保険者数は 9,168 人であったが、平成 21 年度末の被保険者数は 10,116 人であり、医療給付費として 5 億 5,090 万 7,062 円を納付している。

保険料の徴収においては、総額 6 億 3,884 万 1,300 円の収納となった。

## 2 歳入の状況

歳入決算額は、1,447,219,940 円で詳細は以下のとおりである。

(単位：円)

特別徴収 保険料	普通徴収 保険料	使用料及び 手数料	繰入金	諸収入	繰越金
397,415,800	241,425,500	146,950	774,211,000	962,800	33,057,890

## 3 歳出の状況

歳出決算額は、1,435,047,401 円で詳細は以下のとおりである。

(単位：円)

総務費 (人件費)	総務管理費	徴収費	広域連合納付金	諸支出金
45,905,456	56,983,955	1,558,707	1,301,986,633	28,612,650

## 1 総務費

### 1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.101

7001 後期高齢者医療事務に要する経費 56,983,955 円 (49,948,546 円)

[その他 56,983,955 円]

\* 特財内訳

[繰入金：一般会計繰入金 56,983,955 円]

#### ○ 目的

後期高齢者医療保険事業運営に要する事務経費である。

後期高齢者医療保険加入者の人間ドック、脳ドック及び肺ドック受診者に助成を行い、さらに広域連合の委託を受け健康診査を実施し、疾病の重症化を予防するとともに医療費の節減、疾病予防に関する啓発を図った。

#### ○ 内容

助成対象 後期高齢者医療保険加入者で保険料の完納者又は見込者

受診者数

(1)日帰り人間ドック 1人当り助成額 24,500円

医療機関名	21年度	20年度
取手協同病院	80人	27人
取手市医師会病院	32人	7人
牛久愛和総合病院	5人	2人
かねしげ病院	1人	1人
龍ヶ崎済生会病院	1人	1人
合計	119人	38人

(2)脳ドック 1人当り助成額 35,000円

医療機関名	21年度	20年度
取手協同病院	29人	11人
丸野野医	10人	13人
取手市医師会病院	10人	15人
かねしげ病院	2人	—
牛久愛和総合病院	1人	—
筑波メディカルセンター	1人	1人
合計	53人	40人

(3)肺ドック 1人当り助成額 24,500円

医療機関名	21年度	20年度
取手市医師会病院	2人	1人

(4)健康診査受診者数 2,259人 (21年度 2,172人)

[担当：国保年金課] P.103

7501 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 1,301,986,633円  
(1,189,691,310円)

[その他 1,301,986,633円]

\* 特財内訳

[保険料：後期高齢者医療保険料 638,841,300円]

[繰入金：一般会計繰入金 661,204,333円]

[繰越金：前年度繰越金 1,665,000円]

[諸収入：延滞金 276,000円]

○ 目的

後期高齢者医療保険財政の安定化を目的とする。

○ 内容

取手市が徴収した後期高齢者医療保険料や受給者の医療費法定負担分(1/12)を広域連合に納付する。

納付金内訳

後期高齢者医療保険料納付金	640,782,300円
後期高齢者医療給付費負担金	550,907,062円
保険基盤安定納付金	110,297,271円